

生坂村の健全化判断比率等の状況

● 地方公共団体財政健全化法とは・・・

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、市町村は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付して議会に報告し、公表することが義務づけられています。

この法律では、財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率が設けられており、公営企業会計でも会計ごとに資金不足比率が指標として設けられています。これらの比率については、それぞれ一定の基準を超える場合には、厳しい対応が求められることとなります。

● 生坂村の健全化判断比率等の状況

27年度の決算等の数値を用いて、健全化判断比率や資金不足比率を次のとおり算定し、7月に監査委員の審査を受けて9月に議会へ報告を行いました。

■平成27年度決算に基づく生坂村の健全化判断比率

健全化判断比率 (指標名)	生坂村	早期健全化 基準	財政再生 基準	解 説
① 実質赤字比率	—	15.00	20.00	標準財政規模に対する一般会計等(村では「一般」、「村営バス」会計を言います)における実質赤字の割合 [参考:前年度/生坂村 —]
② 連結実質赤字比率	—	20.00	30.00	標準財政規模に対する地方公共団体すべての会計における実質赤字の割合 [参考:前年度/生坂村 —]
③ 実質公債費比率	10.6%	25.0	35.0	標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の割合の3ヵ年平均 [参考:前年度/生坂村13.1%]
④ 将来負担比率	—	350.0	/	標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合 [参考:前年度/生坂村9.0%]

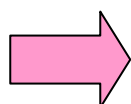
※当村では実質赤字、連結実質赤字、将来負担比率が生じなかったため、「—」・・・数値なしとなりました。

■平成27年度決算に基づく生坂村の資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	解説
簡易水道特別会計	—	20.00	各公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合・・・公営企業会計にあつては、生坂村は左記の3会計があります。 [参考:前年度/生坂村3会計とも —]
農業集落排水特別会計	—	20.00	
福祉センター特別会計	—	20.00	

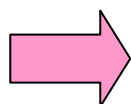
※当村では資金不足が生じなかったため、「—」・・・数値なしとなりました。

◎ 健全化判断比率に関する制度、算定方法、用語については・・・



「健全化判断比率等の制度解説及び用語説明」
(H20.10.8 掲載版) をご覧ください。

◎ 県内の状況は・・・



「長野県ホームページ」
[URL:http://www.pref.nagano.jp](http://www.pref.nagano.jp)
をご覧ください。